放課後等デイサービスガイドライン③

（２）放課後等デイサービスの基本的役割

○共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包 容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ち をできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切 な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用 している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、 地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

（２）放課後等デイサービスの基本的役割

○保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的 に支援する側面もあるが、より具体的には、

① 子育ての悩み等に対する相談を行うこと

② 家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子ど もの育ちを支える力をつけられるよう支援すること

③ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと により、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子ど もに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を 及ぼすものと期待される。

放課後等デイサービスガイドライン⑤

（３）放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

① 基本的姿勢

〇子どもの最善の利益を考慮し、人 権に配慮した支援を行うために、
子どもの支援に相応しい***職業倫理を基盤とし て***職務に当たらなければならない。

〇子どもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要。

・友達と過ごす中で楽しさや心地よさを味わう。

・葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力を育てる。

〇保護者との信頼関係の構築。

〇学校との連携・役割分担や、教育支援センターや関係機関、団体、保護者との連携

放課後等デイサービスガイドライン⑥

（３）放課後等デイサービスの提供にあたっての基本姿勢と基本活動

②基本活動

ア 自立支援と日常生活の充実のための活動

子どもの発達に応じて、必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。子どもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

イ 創作活動

創作活動では、表現する喜びを体験できるようにする。日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、 豊かな感性を培う。

（３）放課後等デイサービスの提供にあたっての基本姿勢と基本活動

ウ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわ ないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。

エ 余暇の提供

子どもが望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己 選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

放課後等デイサービスガイドライン⑧

（４）事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

①適切な支援の提供と支援の質の向上

・事業所が一体となっての不断に支援の質の向上を図る。研修の機会の確保、知識・技術の習得意欲を喚起することが重要。

②説明責任の履行と、透明性の高い事業運営

・子どもや保護者の満足感安定感を高めるためには、支援の内容を保護者とともに考え、子どもや保護者に対して丁寧な説明を心がけることが重要。

・子どもの健全な発達のためには、地域社会とのふれあいが必要であるため、放課後等デイサービスは地域社会からの信頼を得ることが重要である。地域社会への情報提供を積極的に行い、開かれた事業運営を心がけることが求められる。

③様々なリスクへの備えと法令順守

・子どもや保護者が安心して支援を受け続けていけるようにするために、想定されるさまざまなリスクへの備えが必要。

・子どもの虐待の未然防止、関係法令の遵守することは、子どもの権利擁護の観点で非常に重要。

職業倫理について

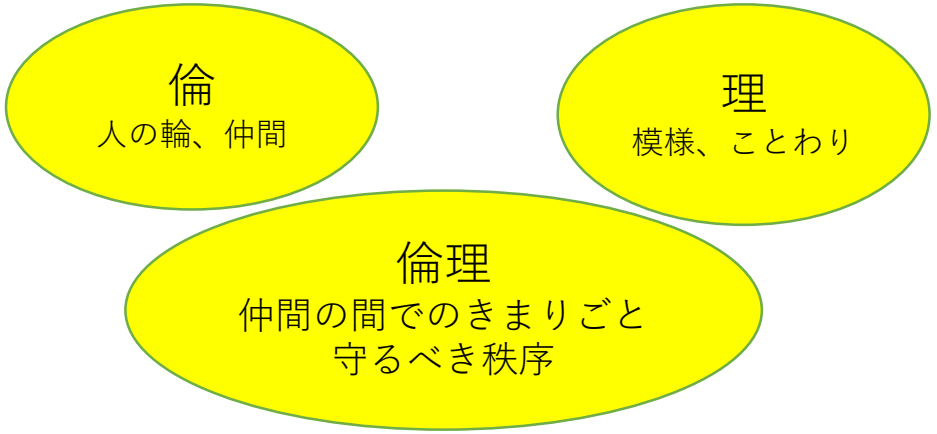

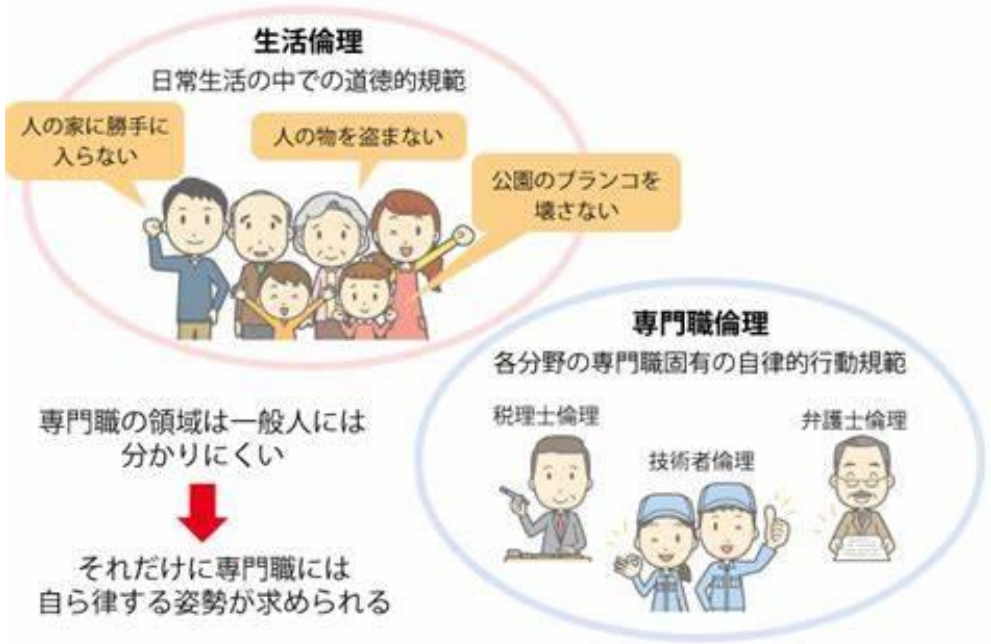

- 職業倫理とは、「特定の職業に要請される倫理、または職業人に求められる倫理」のことを言います。ある職業についている個人や企業は、必ず自らの社会的な役割や責任を持っています。

- その役割や責任を果たすために、自身の行動を律するための基準や規範を示すものが職業倫理です。もっとかみ砕いていうと、どんな職業に就くとしても、必ず「やっていいこと」と「やってはいけないこと」があります。

自らの行動を律する職業倫理規定を有することは、専門職の条件の一つです。

全国保育士会倫理綱領（参考）

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸び　ていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

□私たちは、子どもの育ちを支えます。
□私たちは、保護者の子育てを支えます。
□私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

1.子どもの最善の利益の尊重

私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

2.子どもの発達保障

私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

3,保護者との協力

私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

4. プライバシーの保護

私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

全国保育士会倫理綱領（参考）

5.チームワークと自己評価

私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

6.利用者の代弁

私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

7.地域の子育て支援

私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

8.専門職としての責務

私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

（参考）児童館・放課後児童クラブ倫理綱領(福島宣言)

私たちは、児童館･放課後児童クラブが、児童福祉法の理念を地域社会の中で具現化する児童福祉施設･事業であることを明言する。

私たちは、児童館･放課後児童クラブの仕事が、地域における子どもの最善の利益を守る援助者として専門的資質を要する職業となることを強く希求する。

そのため、私たちはここに倫理綱領を定め、豊かな人間性と専門性を保持･向上することに努め、専門職者の自覚と誇りをもってその職責をまっとうすることを宣言する。

1. 私たちは、子どもの安心･安全を守って、その最善の利益を図り、児童福祉の増進に努めます。
2. 私たちは、子どもの人権を尊重し個性に配慮して、一人ひとりの支援を行います。
3. 私たちは、身体的･精神的苦痛を与える行為から子どもを守ります。
4. 私たちは、保護者に子どもの様子を客観的かつ継続的に伝え、保護者の気持ちに 寄り添って、信頼関係を築くように努めます。
5. 私たちは、地域の健全育成に携わる人々･関係機関と連携を図り、信頼関係を築くように努めます。
6. 私たちは、事業にかかわる個人情報を適切に保護(管理)し、守秘義務を果たします。
7. 私たちは、子どもの福祉増進のために必要な情報を公開し、説明責任を果たします。
8. 私たちは、互いの資質を向上させるために協力して研さんに努め、建設的に職務を進めます。
9. 私たちは、地域において子育ての支援に携わる大人として人間性と専門性の向上に努め、子どもたちの見本となることを目指します。

平成25年12月15日　全国児童厚生員研究協議会

（第13回全国児童館･児童クラブ大会･東北復興支援フォーラムにて採択）

放課後等デイサービス ソーシャルマップ
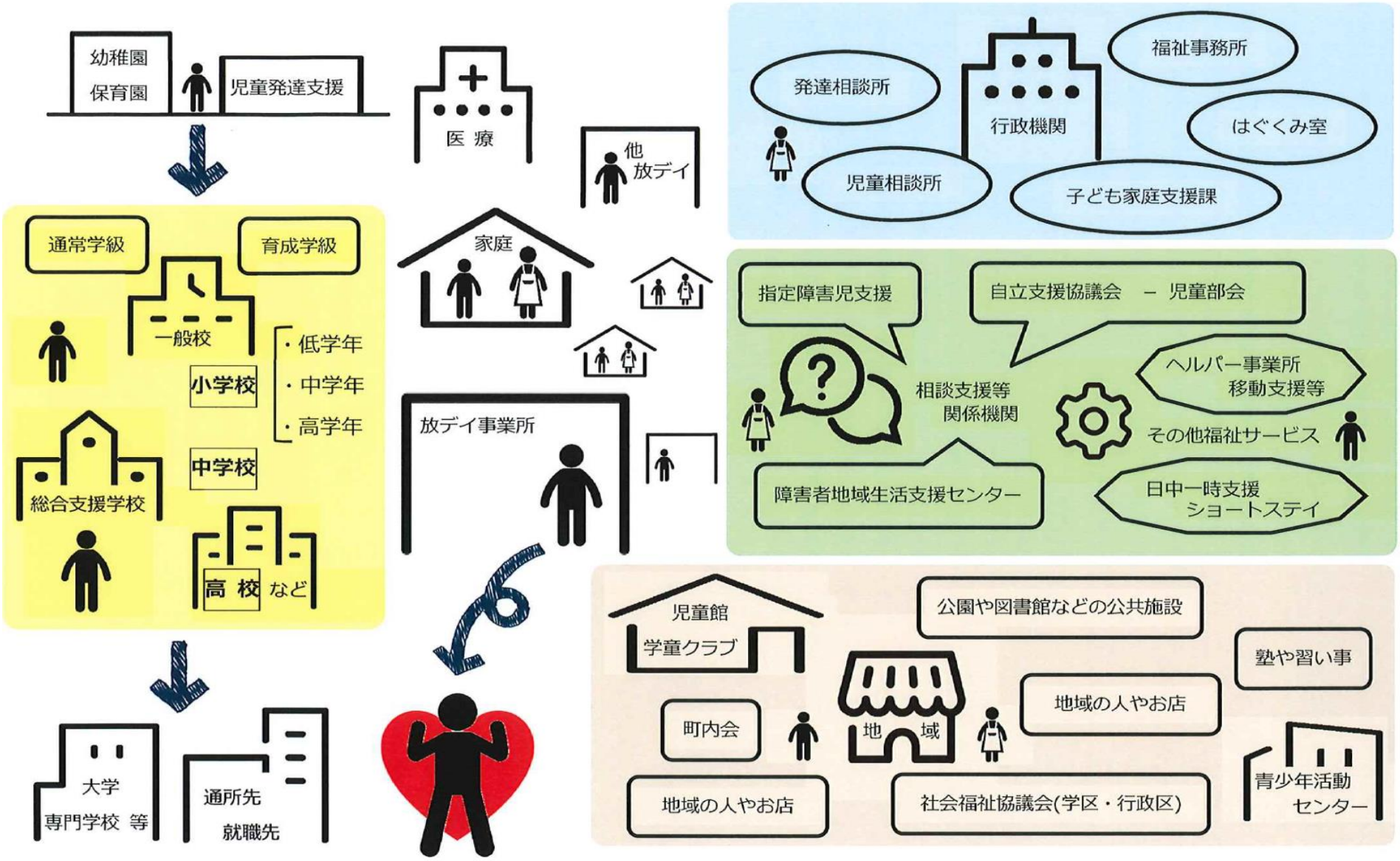
作成@京都市放課後等デイサービス支援事業(2020年3月)